

令和4年第3回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月17日(木)午後1時30分～午後1時50分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 503会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	篠原 照男
委員	白木 正博
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	河村 貴子
教育次長	今谷 昌博
学校教育課長	星野 朋啓
学校給食課長	池田 千帆
生涯学習振興課長	引頭 康行
図書館長	長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課係長 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 林 哲人 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第5号 下松市教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第6号 下松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令について
 - (3) 議案第7号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
 - (4) 報告第6号 下松市立小中学校運営交付金交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (5) 報告第7号 学校法人山口県桜ヶ丘学園設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (6) 報告第8号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 本日の議事録署名委員は、林委員、木佐谷委員でお願いいたします。
それでは、本日の議事について審議を行います。

(1) 議案第5号 下松市教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について

(2) 議案第6号 下松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令について

○教育長 議案第5号、下松市教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について及び議案第6号、下松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令についてを一括議題といたします。

提案者のほうで説明をお願いいたします。今谷教育次長。

○教育次長 議案第5号及び議案第6号についてご説明いたします。

初めに、議案第5号、下松市教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料1ページからとなります。このたびの一部改正はICT教育の一層の充実を図るため、令和4年4月1日付の組織改正で、学校教育課にICT教育推進室が新設されること、また教育行政の重要課題等に対応するため、教育総務課の事務分掌を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、ICT教育推進室につきましては、学校でのICT教育のさらなる推進を図るための専任組織で、ICT担当教育指導員を配置いたします。ICT担当教育指導員は、現在の1名から3名体制へと増員し、市内小中学校を巡回して、事業や校内研修等を支援することで、児童生徒のICT活用能力の向上、教員のICTを活用した指導力の向上等に取り組んでいくこととしております。

次に、教育総務課の事務分掌の見直しにつきましては、事務局及び教育機関内の重要事務事業の進行管理に関すること、それと教育に係る特命事項の調査研究及び企画立案に関することを加え、教育行政の重要課題等に対応していくこととしております。

続きまして、議案第6号、下松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

資料5ページ、6ページです。このたびの一部改正は令和4年4月1日付で学校教育課にICT教育推進室が新設されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、新たに職名に室長を加えております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、意見、質問はありませんか。ある方は挙手して発言してください。白木委員。

○委員 「事務局等」とありますが、この「等」はどこを言っているのでしょうか。もう一点、ICTの1名から3名と言われましたが、これは現在いる職員から配置されるのですか。

○教育長 今谷教育次長。

○教育次長 まず、事務局等の「等」でございますが、これは「事務局及び教育機関」、

教育機関を指すものと思います。

それと、ICT教育、担当教育指導員につきましては、今、1名雇用しておりますが、その他プラス2名ということです。2名の方は新たにICT担当になるということでございます。

○委員 これは、よそから来られるということですか。

○教育長 星野学校教育課長。

○学校教育課長 元教員の方を、市で任用します。

○教育長 その他ございますか。江口委員。

○委員 今、ICTの教育をされる方は定期的に各学校を回るのですか。あるいは臨時に何かあったときに派遣されていくのですか。

○学校教育課長 今年のことでございましょうか。

○委員 はい。

○学校教育課長 今年は、学校の課題を受けていく場合と、こちらからお願いしなければいけないときに、学校に行って説明をしたりするという形をとっております。

○教育長 江口委員。

○委員 例えば、今年から正式に始まるわけですがけれども、具体的な問題が想定されるということはあるですか。こういうことで相談をしなければならないということは。

○教育長 星野学校教育課長。

○学校教育課長 機器がそろって授業を行うようになりますので、クラウドを使ったときの授業の仕方や、具体的な指導と絡めたいろいろな課題が上がってくると思います。教員の授業力も含めての指導をし、充実させていきたいと考えています。

○委員 分かりました。

○教育長 そのほか。それでは、意見はないようですので、採決したいと思います。異議のある方はいらっしゃいますか。異議なしということで、可決してよろしいでしょうか。議案第5号及び第6号につきましては、全員異議なしということで可決いたします。

(3) 議案第7号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 続きまして、議案第7号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者は説明をお願いいたします。星野学校教育課長。

○学校教育課長 議案第7号について、ご説明いたします。

住居の新築に伴い、当該地区を学校区に追加規定するものであります。ご審議のほ

どうよろしくお願いいたします。

- 教育長** それでは、質疑を行います。ある方は挙手をよろしくお願いいたします。白木委員。
- 委員** この新築は何か連絡があるのですか。新築されたという。これはどうして分かるのですか。
- 教育長** 星野学校教育課長。
- 学校教育課長** 全てわかっているわけではないのですが、各関係機関から情報をいただいて、地図等を確認して入れていきます。
- 教育長** そのほかありませんか。それでは、ないようですので、採決をいたします。異議のある方はありますか。ないようですので、可決とよろしいでしょうか。本案は全員異議なしということで可決いたします。

(4) 報告第6号 下松市立小中学校運営交付金交付要綱の一部を改正する要綱について

- 教育長** 続きまして、報告第6号、下松市立小中学校運営交付金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。
担当者は説明をよろしくお願いいたします。今谷教育次長。
- 教育次長** 報告第6号、下松市立小中学校運営交付金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご報告いたします。
資料10ページからです。このたびの一部改正は、令和3年度から押印の義務づけを廃止ということに伴い、関係様式から印の字を削除したものでございます。改正した様式は11ページから13ページの3つの様式となります。
報告は以上です。
- 教育長** これにつきまして、質問がある方は挙手をよろしくお願いいたします。学校運営交付金要綱の印の廃止ということですね。ないようですので、これは報告ですね、報告議案につき、ご了承をよろしくお願いいたします。

(5) 報告第7号 学校法人山口県桜ヶ丘学園設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

- 教育長** 続きまして、報告第7号、学校法人山口県桜ヶ丘学園設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。
担当者のほうで説明をよろしくお願いいたします。今谷教育次長。
- 教育次長** 報告第7号、学校法人山口県桜ヶ丘学園設備整備費補助金交付要綱の一部

を改正する要綱について、ご報告します。

資料は14ページからです。このたびの一部改正は、令和3年度から押印の義務づけを廃止したことに伴い、関係様式から印の字を削除し、また併せて字句の修正を行ったものであります。

改正した様式は、16ページから21ページまでの3つの様式となります。字句の修正につきましては、桜ヶ丘の「ヶ」の字を小さい「ヶ」から大きい「ヶ」に改め、また別表中「下松市在中生徒比率」を「下松市居住生徒比率」に改めております。

報告は以上となります。

- 教育長** それでは、質疑に入ります。質問のある方はお願いいたします。白木委員。
- 委員** これは、多分桜ヶ丘学園へ下松から通っておられるから、補助があると思うのですが、聖光高校もあるのですか。桜ヶ丘学園だけですか。
- 教育長** 今谷教育次長。
- 教育次長** 本市が補助を出しておるのは、桜ヶ丘学園のみとなります。
- 教育長** よろしいですか、そのほかございますか。ないようですので質疑を終了します。報告議案につきまして、ご了承をお願いいたします。

(6) 報告第8号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

- 教育長** 続きまして、報告第8号、下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当者の説明をお願いいたします。星野学校教育課長。

- 学校教育課長** 報告第8号についてご説明します。
就学援助の認定規準について、現状に合わせて要綱を改めるものであります。
以上です。

- 教育長** それでは、質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。ないようですので、質疑を終了したいと思います。ご了承のほうをよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。本日の審議を終結したいと思います。

～ その他報告・連絡事項 ～

- 教育長** そのほか、各課から連絡や報告事項がありましたら、お願いいたします。金子係長。
- 教育総務課係長** 4月の行事をお伝えします。

入学式等については委員さんの出席はございません。18日にセントコア山口で研修がございます。この日は最初に教育長のみ出席の会議、教育長と江口委員の出席される県主催の会議等あります。机の上に出席時間を書かれた紙を置いておりますので、それぞれ時間が違うため確認をお願いします。

定例会は、4月28日木曜日を予定しております。よろしくお願いします。

○教育長 よろしいですか。ご質問ございませんか。それでは、次回は4月28日が定例会となっておりますが、18日に研修がありますので、委員の皆さんよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回下松市教育委員会会議定例会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時50分終了